

(2) 人権教育・啓発の取組について

人権を尊重する考え方を多くの人に理解してもらおうという取組が、人権教育や人権啓発です。

国連は、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間で「人権教育のための国連10年」とし、世界各国に国内行動計画の策定などの取組を求めました。

日本でも、1997(平成9)年7月に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定するなど、人権教育・啓発を推進してきました。

2000(平成12)年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が成立・施行され、2002(平成14)年3月にはこの法律に基づいた「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました(2011(平成23)年4月一部変更)。基本計画には具体的な人権課題が挙げられており、政府は、この基本計画に基づき、人権が尊重される社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進しています。

また、人権教育・啓発の在り方や人権侵害の被害者救済の在り方などについて検討していた人権擁護推進審議会は1999(平成11)年7月に人権教育・啓発についての答申を提出しました。さらに、2001(平成13)年5月に「人権救済制度の在り方について」、同年12月には「人権擁護委員制度の改革について」の答申を提出しました。

さらに、学校における人権教育はどう在るべきか、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議(文部科学省)は、「人権教育の指導方法等の在り方について」と題して、2004(平成16)年6月に第一次とりまとめ、2006(平成18)年1月に第二次とりまとめを、そして2008(平成20)年3月に第三次とりまとめを発表し、学校における人権教育を一層充実させるために積極的に取り組んできました。

なお、国連では「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、2005(平成17)年から「人権教育のための世界計画」を実施しています。

同計画においては、2005(平成17)年から2009(平成21)年までは初等・中等教育に焦点を当てた第1フェーズ(段階)、2010(平成22)年から2014(平成26)年までは高等教育と教育者や公務員に焦点を当てた同第2フェーズ、2015(平成27)年から2019(令和元)年までは、第1、第2フェーズの実施の強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てた同第3フェーズ、そして2020(令和2)年から2024(令和6)年までは青少年のための人権教育に焦点を当てた同第4フェーズとされました。第4フェーズでは、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標4.7*と連携させることを盛り込むと共に、第1～第4フェーズの取組の強化を呼びかけています。

※「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標4.7とは

「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」

「人権教育・啓発に関する基本計画」で掲げられている人権課題

女性	子ども
高齢者	障害者
同和問題	アイヌの人々
外国人	HIV感染者・ハンセン病患者等
刑を終えて出所した人	犯罪被害者等
インターネットによる人権侵害	北朝鮮当局による拉致問題等
その他(性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など)	